

令和7年8月豪雨災害に係る第1回

熊本市災害義援金配分委員会

【報告資料】

日時:令和8年1月22日(木)14時から

場所:熊本市本庁舎10階 会議室

< 現在の状況(令和7年(2025年)12月31日現在) >
 被害状況

人的被害	死亡者	1 人
	行方不明者	1 人
	重傷者	4 人
住家被害	全壊	0 世帯
	大規模半壊	4 世帯
	中規模半壊	27 世帯
	半壊	726 世帯
	準半壊	247 世帯
	一部損壊	1,163 世帯

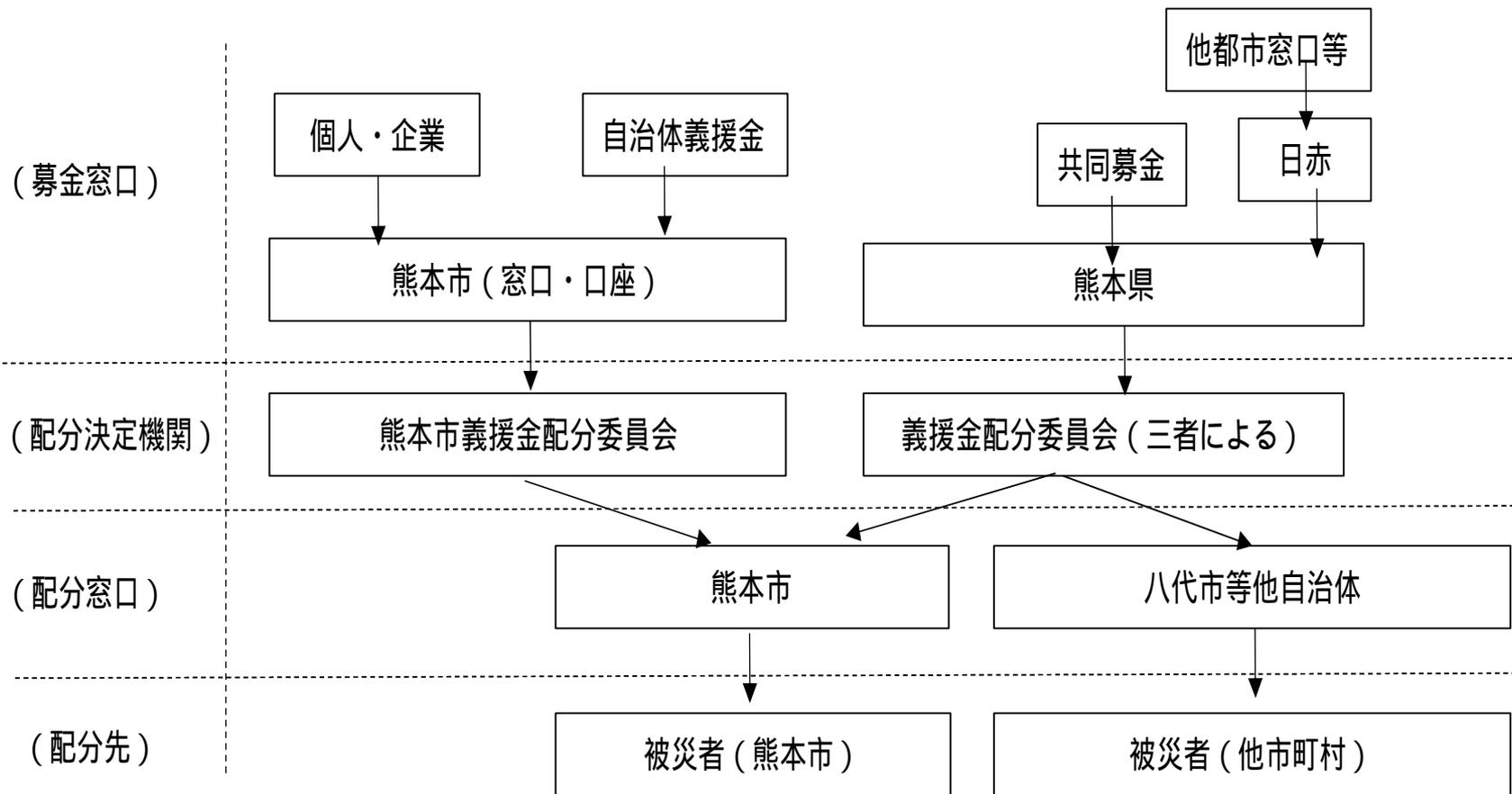
< 義援金の概要・配分委員会 >

義援金の概要

義援金とは(概要)

- ・義援金は、特定の法令に基づいたものではなく、明確な基準・規定は不存在。
- ・「令和7年8月豪雨災害」の被災者に対し日本全国並びに海外から寄せられる「善意のお金」であり、被災者への「見舞金」という趣旨。
- ・本市、県のほか、日本赤十字社や共同募金会などの義援金受付団体にて受付。
- ・本市以外の義援金受付団体に寄せられた義援金の配分基準(対象者・基準額等)を県配分委員会において決定、各々の被害状況に応じた額を各市町村へ配分し、市町村が被災者へ配分。
- ・本市に直接寄せられた義援金を含め、本市の設置する配分委員会にて基準を決定、被災者へ配分。
- ・災害対策基本法に基づき国(中央防災会議)が作成する「防災基本計画」において、「義援金の使用については、地方公共団体が配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるもの」と規定。

【義援金配分までの流れ】



< 義援金の状況 >

1 熊本県の義援金の状況

令和7年12月15日(月)開催の令和7年8月豪雨義援金配分委員会において市町村への配分基準を下記のとおり決定

○収入状況(県、日本赤十字社及び共同募金会)
R7.10.31現在受入額：3億3,749万6,717円

県及び受付団体の 受入状況 (R7.10.31現在)	受入額	うち熊本県	うち日本赤十字社	うち共同募金会
		337,496,717円	224,914,400円	100,960,663円

○市への配分額：80,265,000円

(参考)市町村別の第1次配分額

No.	市町村	配分額	No.	市町村	配分額
1	熊本市	80,265,000円	11	玉東町	3,539,000円
2	八代市	97,701,000円	12	長洲町	131,000円
3	玉名市	18,496,000円	13	和水町	20,000円
4	菊池市	130,000円	14	菊陽町	305,000円
5	宇土市	1,539,000円	15	御船町	118,000円
6	上天草市	40,376,500円	16	嘉島町	243,000円
7	宇城市	14,169,000円	17	益城町	10,000円
8	天草市	15,389,000円	18	甲佐町	6,787,500円
9	合志市	859,000円	19	山都町	727,000円
10	美里町	7,003,500円	20	氷川町	8,252,000円
			合計		296,060,500円

R7.10.31義援金受入額のうち、全体の約88%を配分

< 義援金の状況 >

○第1次配分基準額、配分比率

(1) 人的被害(1人当たり)

人的被害(1人当たり)

対象	死亡者	行方不明者	重傷者
配分基準額	27万円	27万円	2万7千円
配分比率	1	1	0.1

(2) 住家被害(1世帯当たり)

住家被害(1世帯当たり)

対象	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
配分基準額	27万円	20万2,500円	13万5千円	8万1千円	2万7千円	1万円
配分比率	1	0.75	0.5	0.3	0.1	0.037

< 義援金の状況 >

2 熊本市の義援金の状況

1 義援金の受入期間: R7.8.14 ~ R8.3.31

2 受入方法: 窓口 6箇所(健康福祉政策課、5区役所)
募金箱 8箇所(市役所総合案内、東・西・南・北区役所、
熊本市動植物園、桜の馬場、城彩苑、
熊本城二の丸お休み処)
口座振込 肥後銀行、ゆうちょ銀行に専用口座を開設
現金書留

3 義援金の額(R7.10.31現在)

市における受入総額: 11,196,016円

4 寄附者総数

個人寄附	144件	4,078,553円
企業、自治体等	52件	7,117,463円
合計	196件	11,196,016円

令和7年8月豪雨災害に係る第1回

熊本市災害義援金配分委員会

【審議資料】

日時:令和8年1月22日(木)14時から

場所:熊本市本庁舎10階 会議室

< 熊本市の配分基準について >

- ・本市受入義援金：11,196,016円及び県配分80,265,000円の合計額91,461,016円について配分。
- ・熊本県決定の配分基準と同じ比率で市配分基準とする
- ・全壊を1とし、県の比率をもとに、集まった義援金の残額が残らないよう最大限に配分

		県配分基準額	市配分基準額	合計配分基準額	算定基礎	第1次配分額
人的被害	死亡者（100%）	270,000円	30,000円	300,000円	1人	300,000円
	行方不明者（100%）	270,000円	30,000円	300,000円	1人	300,000円
	重症者（10%）	27,000円	3,000円	30,000円	4人	120,000円
住家被害	全壊（100%）	270,000円	30,000円	300,000円	0世帯	0円
	大規模半壊（75%）	202,500円	22,500円	225,000円	4世帯	900,000円
	中規模半壊（50%）	135,000円	15,000円	150,000円	27世帯	4,050,000円
	半壊（30%）	81,000円	9,000円	90,000円	726世帯	65,340,000円
	準半壊（10%）	27,000円	3,000円	30,000円	247世帯	7,410,000円
	一部損壊	10,000円	1,100円	11,100円	1,163世帯	12,909,300円
配分見込額						91,329,300円
義援金総額						91,461,016円
配分後残額						131,716円

< 今後のスケジュール >

- ・対象者に通知等を2月中旬より送付し、順次振込
- ・申請等に関して市ホームページ等で広報

R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
8/14							
					配分委員会	通知等送付	順次振込
				1次			